

2025 年 1 月 28 日

会員各位

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二

2025 年ビルメンテナンス議員連盟に対する「要望書」の回答
およびオンライン説明会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、全国ビルメンテナンス政治連盟を通じて昨年 12 月にビルメンテナンス議員連盟に提出した「要望書」につきまして、1 月 22 日に回答を受理いたしました。今後、弊社では受理した要望書の回答に沿って適切な事業等活動を行って参ります。

要望事項は大きく 9 項目となります。なお「回答」は、要望に対してビルメンテナンス議員連盟を通じて得た関係省庁からの回答内容となります。また「総括・評価」は、回答に対するビルメンテナンス議員連盟としての意見となります。

つきましては、本件についてより詳細を説明することを目的にオンライン説明会にて、ご報告いたします。併せて「自主行動計画に基づく価格交渉実施状況調査」「最低賃金の改定に伴う契約金額の変更に関するアンケート調査」の結果もご報告しますので、裏面の申込書にご記入いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

■別紙資料（二次元コードよりご覧ください）

- ・ビルメンテナンス議員連盟からの要望回答



.....【本件に関する事務局担当】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

FAX (03-3805-7561) / mail (kenji@j-bma.or.jp)

2025年ビルメンテナンス議員連盟に対する「要望書」の回答
「自主行動計画に基づく価格交渉実施状況調査」
「最低賃金の改定に伴う契約金額の変更に関するアンケート調査」

オンライン説明会のご案内（申込書）

1. 対象者： 会員、弊社役員、各都道府県協会役職員

2. 開催日程（いずれの日時も同じ内容です）：

開催日	10-11時	14-15時	開催日	10-11時	14-15時
2月18日（火）	①	②	2月20日（木）	④	⑤
2月19日（水）	③	---	2月21日（金）	⑥	⑦

3. 実施方法： オンライン開催（zoom ミーティング）

4. 参加方法： 下記に必要事項をご記入いただき、参加を希望される前日までに、
FAX (03-3805-7561) またはメール (kenji@j-bma.or.jp) にてご返信ください。

.....
お申込日 年 月 日

希望日

※上記2の開催日程からご希望の日時をお選びいただき、①～⑦の数字をご記入ください。

お名前	様
ご所属都道府県協会	協会
ご所属企業名	
役職名	
メールアドレス	@

令和7年1月22日

全国ビルメンテナンス政治連盟
理事長 梶山 龍誠 殿

ビルメンテナンス議員連盟
会長 橋本 聖子

2025年度 業界課題に関する要望について

令和6年11月27日に全国ビルメンテナンス政治連盟より受けた要望に対し、議連所属の議員が各省庁関係部署へ交渉を行って参りました。

つきましては、ビルメンテナンス議員連盟として、各省庁との交渉による回答内容を精査し、各要望に対し別紙の通り報告致します。

1. 労務費の価格転嫁が適正・確実に行われるための制度の構築

最低賃金の上昇に伴う労務費の転嫁による契約金額の適正価格交渉を進めるため、当該業務の当初予算と落札額との差額を価格転嫁の原資とするよう、関係官公庁に強力に働きかけていただきたくお願いします。

差額がなく追加予算も見込めない場合は、用途を役務業務の労務費の転嫁に限定した地方交付税交付金の支給をお願いします。

回答 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1 最低賃金改定に伴う労務費の価格転嫁の促進については、官公庁向けの「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、

- ・年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保
- ・年度途中の労務費等の上昇に伴う受注者からの契約変更請求への迅速かつ適切な対応

などを盛り込み、各省庁、都道府県及び市区町村に周知しています。

2 また、令和5年度及び令和6年度の最低賃金額改定の際には、改定を見据えた契約変更の検討等を依頼する通知を発出し、継続的に要請を行っているところです。

3 さらに、令和6年度補正予算において、地方公共団体が物価高騰の影響を受けた事業者等の支援を行う「重点支援地方交付金」が拡充され、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化のための事業が新たに交付対象とされたところです。

4 これを受け、令和6年12月に、総務省から地方公共団体に対し、公共調達における労務費等の適切な価格転嫁に当該交付金の活用を検討するよう通知されました。

加えて、当省からも、ビルメンテナンス業務に係る公共調達に際して、当該交付金を活用するよう、地方公共団体に改めて通知し、全国ビルメンテナンス協会にも共有したところです。

(参考)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」
(平成27年6月10日付厚生労働省健康局長通知)

「ビルメンテナンス業務に関する契約(公共調達)における令和6年度最低賃金改定を見据えた契約金額の変更検討について(依頼)」(令和6年8月29日付厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知)

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について(通知)」

(令和6年12月20日付総務省自治行政局行政課長通知)

「ビルメンテナンス業務に係る地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進に関する「重点支援地方交付金」の活用について」(令和6年12月26日付厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡)

【総括・評価】

最低賃金改定に伴う労務費の価格転嫁の促進について、厚労省より各省庁・都道府県及び市区町村に対して数次の周知や通達、要請を行っていることは評価したい。しかしながら、現場においては未だ「予算がない」等の理由で価格転嫁が適切に行われていない事例が数多く見られ(資料No.4_12 ページ参照)、現場まで周知が徹底されているとは言い難い。厚労省においては、どの程度価格転嫁が進んでいるか等必要な調査を行い、この要望が不必要となるよう更なる努力を求めたい。

2. 「年収の壁」問題の抜本的な解決

最低賃金の大幅な引き上げ等により「年収の壁」を超えやすくなっていることから、いわゆる「働き控え」が誘発され、業界の人手不足にさらに拍車がかかっているため、早期に「年収の壁」問題の根本的な解決をお願いします。

回答 厚生労働省年金局年金課

【被用者保険の更なる適用拡大】

○ 被用者保険の更なる適用拡大については、社会保障審議会年金部会で議論を行い、令和6年12月にとりまとめた議論の整理において、働き方に中立的な制度を構築する等の観点から、

- ・ 施行時期に配慮した賃金要件の撤廃、
- ・ 企業規模要件の撤廃、
- ・ 常時5人以上を使用する個人事業所における非適用業種の解消

といった方向性が示された。

○ また、新たに適用拡大の対象となる事業所にとっては、保険料負担が発生することとなることから、円滑な適用を進められる環境整備のため、

- ・ 準備期間の十分な確保
- ・ 積極的な周知・広報
- ・ 事務手続・経営に関する支援

に総合的に取り組むことが必要であるとされた。

○ 特に施行時期については、企業規模要件の撤廃を優先して施行すべきとされており、今後、この議論の整理の方向性を踏まえつつ、関係者のご意見を伺い

ながら、具体的な施行時期について成案を得てまいりたい。

【第3号被保険者制度の在り方】

○ 第3号被保険者制度については、社会保障審議会年金部会の議論の整理において、

・ 引き続き適用拡大を進めることにより、第3号被保険者の縮小を進めていくことが基本方針とされた一方で、

・ 制度の見直しについては、第3号被保険者の中には、育児、介護、健康上の理由のためすぐには仕事に就けない者など、様々な属性の者が混在している状況にあることから、見直しの方向性の意見はまとまらず、

・ 第3号被保険者制度をめぐる論点についての国民的な議論の場が必要であるとの認識が共有された。

○ 政府に対しては、適用拡大を進めることにより、

・ 第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めること

・ 第3号被保険者の実態も精緻に分析しながら、引き続き検討することが求められており、これらについて引き続き対応していく。

【総括・評価】

社会保障分野の制度改定は年金部会の指摘も踏まえ、厚労省内において具体的な制度設計を行うことになるが、一方昨年末決定の令和7年度与党税制改正大綱においていわゆる「103万円の壁」について、3党間で誠実に協議するとされている。税制・社会保障を含む「年収の壁」や人手不足の問題は日本全体の課題であり、今後議連としても課題解決の一助となるよう関係各所と連携を図りたい。

3. 登録事業者の必須化に向けた建築物衛生法の改正・ビルメンテナンス業法の議員立法に向けた強力な推進

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」）において、建物所有者に対し、環境衛生管理基準を順守するための適切な業務に対する正当な対価の支払いを義務づけること、また、ビルメンテナンス事業者が環境衛生管理基準に準じた適切な業務の実施が担保されるよう、特定建築物においてビルメンテナンス業務を発注するにあたっては、登録事業者の活用を強力に推進していただくようお願いします。

特にコロナ禍を経て建築物の衛生環境の重要性が再認識され、ビルメンテナンス事業者はエッセンシャルワーカーとして常に品質向上に努めています。国民の健康と安全を守るために努力する事業者が選ばれ、成長できるよう、登録事業者であることを必須条件とするようお願いします。

さらには、業を営むにあたって必要な規制（許認可）を定めたビルメンテナンス業法の議員立法に向けて、強力な推進をお願いします。

回答 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1 建築物衛生法では、一定規模以上の建築物（特定建築物）の所有者等に「建築物環境衛生管理基準」の遵守を義務づけ、それ以外の建築物の所有者等にも努力義務を課す等により、建築物内部の衛生的な環境の確保を図っているところです。

また、現在、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の積極的な周知等を通じて、ビルメンテナンス業務に係る契約において、労務費等の適正な価格転嫁を推進しているところです。

2 ご要望については、建築物内の衛生的な環境の確保の観点から、新たな法規制の必要性等に関して慎重に検討する必要があると考えています。

【総括・評価】

1 ビルメンテナンス業界は、コロナ禍を経てエッセンシャルワーカーとしての認知も高まり、現代社会を運営する上で必要不可欠な業種となっている。業界自身においても、人材の教育や新たな技術を取り入れ、より安心・安全な環境を提供するべく、研鑽を重ねている。その研鑽の証が登録制度であり、いまだに入札業務が価格偏重で「安ければ良い」という風潮の中で行われている現状に鑑みると、登録制度そのものが有効に活用されているとは言い難い。

登録事業者はその登録にあたって費用も労力もかけ業務提供体制を整えている。特定建築物の適切な管理のためにも、登録事業者と未登録事業者の差別化は必要と考える。

厚労省においては、建築物内部の衛生的な環境確保のためにも、人的・物的要件を整えた企業が差別化を図れ、適切な価格転嫁にも繋がるような登録制度のより有効な活用法を徹底することを要望する。

2 議員立法については、議連において調査研究を行い、その必要性について検討をおこなう。

4. 発注関係事務を担当する職員のためのマニュアル作成の進捗共有

厚生労働省で作成中の「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル」のなかで、①昨今の急激な最低賃金額の上昇を踏まえた予算確保措置や契約変更のあり方（最低賃金額の上昇率に比例して受託金額が自動的に変更される契約仕様等）、②PFI や指定管理（複数年契約）における物価・人件費上昇リスク分担の適正化、③国や地方公共団体物件における低入札価格調査制度、最低制限価格制度のあり方、予定価格の歩切の禁止等を盛り込んでいただくようお願いします。

回答 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1 官公庁向けの「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」においては、

- ・ 年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保の必要性
- ・ 予定価格の設定において、いわゆる歩切りを行わないこと

等について既に盛り込んでいるところです。

2 また、令和5年度に、いわゆるスライド条項、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入・運用を促進するための「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル」の草案を作成したところです。今年度委託事業において、より実用性のある内容とするため、各省庁、都道府県及び市区町村から幅広く草案への意見を募りながら、同マニュアルを作成する予定です。その後、官公庁の発注業務における活用が進むように周知したいと考えております。

3 なお、PFI事業や指定管理者制度に関しては、選定事業者や指定管理者との間の協定等に、契約期間中の価格上昇等を含むリスク分担に関する具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと等が内閣府や総務省からガイドライン等で示されていることから、地方公共団体に対し当該文書の内容を改めて周知してまいります。

(参考)

- ・ 「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(令和3年6月18日最終改正、内閣府)
- ・ 「指定管理者制度の運用について」(令和6年4月1日付総務省自治行政局行政経営支援室長通知)

【総括・評価】

「ガイドライン」において、予算確保の必要性等を明記し、「マニュアル」においてスライド条項等の運用指針を作成中とのことは評価したい。今後はその「マニュアル」が実効性のあるものとなるよう、関係各所と調整を行い、議連に対しても報告を要望する。

5. 環境配慮契約法における義務の履行の徹底

国・独立行政法人は義務、地方自治体等は努力義務とされている環境配慮契約法について、取組率が低迷していることに鑑み、その義務が確実に履行されるよう制度の強化等、確実な実施に向けた徹底をお願いします。

回答 環境省大臣官房環境経済課

環境配慮契約について、国・独立行政法人、また、地方公共団体等においてご指摘のとおり取組の徹底が必要と考えています。そのため、環境配慮契約法に関する説明会の対面・オンライン実施、優良事例の収集・共有、地方公共団体に対する実務支援等をこれまで行っているところですが、確実な実施に向けた徹底が図れるよう、関連施策との連携を含めて更なる検討を進めてまいります。

また、建築物の維持管理における環境配慮の取組としてエコチューニングは非常に有効な手段であることから、環境配慮契約法基本方針（令和5年2月閣議決定）に記載のとおり、建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項としてエコチューニング等を活用した運用改善を実施事業者に求めるものとしており、環境配慮契約法基本方針の解説資料においてもエコチューニングの概要、対策項目、技術者資格認定及び事業者認定等を各発注者に向けて周知しているところです。

さらに、上記の取組を推進するため、今年度から発注者自らが温室効果ガス等の排出削減の工夫の余地の有無を確認できるチェックリストの作成、また、地域・規模・用途が類似する施設との比較に活用できるエネルギー消費量等のベンチマークの算定、発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に向けて検討を進めているところです。

引き続き、毎年度の環境配慮契約法基本方針の見直しに向けた検討を行い、エコチューニングの活用を含めた環境配慮契約の推進に取り組んでまいります。

【総括・評価】

環境配慮契約の取組を徹底するため、発注者自らが、温室効果ガスの排出量削減の工夫の余地の有無を評価できるチェックリストの作成等の検討を進めることは、有意義だと思われる。

引き続き、取り組み状況を見守ることとしたい。

6. ビル設備管理技能士の法的位置づけの強化

国土交通省「建築保全業務積算要領」の技術者区分のうち、保全技師Ⅰから保全技術員補における「技能・実務経験等」に対して、ビル設備管理技能士をはじめとする関係資格を記載することを、引き続きお願いします。

回答 国土交通省

- ・ 国土交通省では、各省各庁等が建築保全業務を実施する際の参考として、「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」等を作成していま

す。

- ・ これらの基準類については、これまで、関連する業界団体と意見交換等を行いながら、必要な改定を行ってきたところです。
- ・ 現行は令和5年に改定したものであり、次回の改定は令和10年を予定しておりますので、次回の改定に向けて、今後本格的な検討に入る予定です。
- ・ この検討においては、関連する業界団体と意見交換等を行いながら、各技術者区分の資格に関する実態の把握に努め、建築保全業務が適切に実施されるものとなるよう、必要な対応について検討・調整してまいります。

【総括・評価】

方向としては、これでよいが、未だビル設備管理技能士は、記載することがよいかどうか、たちいった判断をしていないので、それについては早急に結論を出すようお願いしたい。

7. 建築保全業務労務費等調査の回収結果の共有

国土交通省が実施する建築保全業務労務費等の調査について、都道府県ごとの回収状況・結果の共有をお願いいたします。

回答 国土交通省

- ・ 国土交通省では、建築保全業務労務単価の設定にむけて、関連する業界団体にご協力いただき、その基礎資料となるデータの調査を実施しております。
- ・ 建築保全業務労務単価の年度内の公表にむけて、現在、当該調査は集計作業中ですが、より一層の調査データの向上にむけて、関連する業界団体と連携・調整を十分に図ってまいります。

【総括・評価】

回答が少なければ、その時点で未回答企業者に対して催促することが可能となり、調査データの精度が高まることに繋がる。データそのものの内容を共有しようとするものではないので、その点をご理解いただきたい。

8. 特定技能外国人の業務範囲拡大の進捗状況の共有

昨年、特定技能外国人の業務範囲について、ビルメンテナンス業務委託契約の範囲内で拡大（建築物の利用目的に付随する施設、例えば駅における鉄道車両の清掃など）できるよう要望させていただいたところです。

その後、ビルクリーニング特定技能外国人が従事する業務の関連業務の考え方の整理の検討が進んでいると伺っており、感謝を申し上げます。これについて、具体的にどのような結論になるか、いつごろ公表いただけるかなど、見通し・進捗をご教示いただきたくお願いいたします。

回答 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

- 1 駅構内及び鉄道車両の清掃については、鉄道業界を所管する国土交通省との間で引き続き協議してまいります。
- 2 昨年のご要望を踏まえ、全国ビルメンテナンス協会を通じて、会員企業による鉄道車両清掃業務の動向を把握いたしました。関係業界の意向、人手不足の改善策としての外国人受入れのあり方について、関係省庁と連携し、できるだけ速やかに検討を進めてまいります。

【総括・評価】

引き続き、協議検討をすることには、期待をすることができるが、そろそろ早く結論を出すようお願いしたい。

9. 日本語能力試験の CBT 試験の受験機会の拡大

出入国在留管理庁による特定技能に係る試験の方針に基づいて行われる日本語能力試験の CBT（Computer Based Testing）試験について、現在の 1 社だけの環境による試験では人数枠が限られ、常に満員となっており、希望者がスムーズに受験することができないことから、他社の CBT 試験の環境下でも試験が実施できるよう拡大をお願いします。

回答 外務省大臣官房文化交流・海外広報課

これまで、日本国内および海外 11 か国において JFT-Basic を開催していますが、日本から海外の対象国において、CBT（コンピューターベースドテスト）配信が可能な事業者を一般競争入札手続を経た上で決定しています（法人格が独立行政法人である国際交流基金の契約は、一般競争入札によることを原則とす

ることから、本テストの請負事業者との契約にあたっては、特定業者との随意契約ではなく、入札手続が必要となっております)。

従いまして、JFT-Basic の実施業務の請負について、入札に参加頂いた事業者の中から選定させて頂くプロセスを経る必要があります(なお、前回の入札は 2021 年に実施しましたが、ピアソンを含む CBT 事業者に対し、入札のご案内を行っています)。また、次回の競争入札の実施時期につきましては、令和 8 年度中を見込んでおり、その際には、各 CBT 事業者におかれましては、幅広く応札等につきご検討頂ければと思っております。

また、複数事業者に対する CBT 試験委託につきましては、各事業者でそれぞれシステムが異なり、試験実施管理が煩雑になる点や、委嘱経費等の予算的な側面等に鑑みますと、困難な状況にあります。

なお、各国での受験人数枠の限定により受験が困難になっている旨ご指摘頂きました。受験ニーズの急増に伴い、インドネシア等、一部の国・都市では受験者が殺到して受験が困難な状況もありましたが、その後、試験実施都市や試験会場・受験枠の拡大等に努めてきた結果、現時点では概ね改善されてきており、受験ニーズにも対応できていると承知しております。

また、JFT-Basic の受験需要の高い、受験者数上位 3 か国であるインドネシア、ミャンマー及びネパールの 3 か国での会場増設や受験者数は以下のとおりとなっております。

- ・ 2023 度～2024 年度の試験実施都市や試験会場の拡大状況について

1. インドネシア

2023 年 8 月 デンパサル (バリ島) に試験会場を新設
2024 年 5 月 ジャカルタに 4 会場目の試験会場を増設
2024 年 9 月 ジャカルタに 5 会場目の試験会場を増設
2024 年 10 月 マナド (スラウェシ島) に試験会場を新設
2025 年以降もジャカルタおよび他都市に会場を開設予定

2. ミャンマー

2023 年 5 月 ヤンゴンに 2 会場目の試験会場を増設
2023 年 12 月 ヤンゴンに 3 会場目の試験会場を増設
2024 年 10 月 ヤンゴンに 4 会場目の試験会場を増設

3. ネパール

2024 年 5 月 ポカラに試験会場を新設
2024 年 11 月 カトマンズに 2 会場目の試験会場を増設

- ・ 受験者枠の拡大等に伴う受験者数の増加について

	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (～11 月末まで)
インドネシア	17,588	42,199	49,986
ミャンマー	5,000	23,123	18,539
ネパール	4,553	7,970	13,846

【総括・評価】

現時点では、試験実施都市や試験会場・受験枠の拡大に努めた結果、概ね修繕されてきているとの事である。試験実施都市や試験会場の拡大の状況を見守りつつ、場合によっては、今後の課題としたい。

以上